(単位:人、千円) ⑥ 所得階層別

	<u> </u>	300	万 円	300 万	円超	400 万	円超	500 万	円超
	区分	以	下	400 万	円以下	500 万	円以下	600 万	円以下
		人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額
第1種事業第2	所得税課税者	222	653, 041	1, 687	5, 835, 982	1, 049	4, 685, 242	635	3, 449, 216
	所得税失格者	6	17, 698	63	209, 556	30	128, 952	5	25, 527
	計	228	670, 739	1, 750	6, 045, 538	1, 079	4, 814, 194	640	3, 474, 743
第 2	所得税課税者					Х	4, 533	Х	5, 728
	所得税失格者								
種事業	計					X	4, 533	X	5, 728
	以あ 外ん 所得税課税者	48	141, 569	378	1, 309, 246	216	968, 566	Х	799, 173
第3種事業	の摩 所得税失格者			16	55, 455	5	20, 679	X	5, 347
	も業 の等 計	48	141, 569	394	1, 364, 701	221	989, 245	148	804, 520
	あんが一所得税課税者			X	33, 596	10	42, 939	X	43, 031
	摩所得税失格者			X	6, 405			X	5, 577
	業 等 計			12	40, 001	10	42, 939	9	48, 608
	小 計	48	141, 569	406	1, 404, 702	231	1, 032, 184	157	853, 128
合計	所得税課税者	270	794, 610	2, 075	7, 178, 824	1, 276	5, 701, 280	791	4, 297, 148
	所得税失格者	6	17, 698	81	271, 416	35	149, 631	7	36, 451
	計	276	812, 308	2, 156	7, 450, 240	1, 311	5, 850, 911	798	4, 333, 599

	区分		600 万 円 超 700 万 円 以 下		700 万 円 超 1000 万 円 以 下		1,000万円超		合 計	
			人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額
第 1	所	得税課税者	407	2, 607, 073	492	4, 040, 703	291	4, 259, 359	4, 783	25, 530, 616
種事業	所	得税失格者	4	16, 541					108	398, 274
	計		411	2, 623, 614	492	4, 040, 703	291	4, 259, 359	4, 891	25, 928, 890
第 2	所:	得税課税者					X	21, 123	X	31, 384
種事	所:	得税失格者								
事業		計					X	21, 123	X	31, 384
	以あ外ん	所得税課税者	X	748, 282	178	1, 466, 289	259	4, 337, 632	1, 342	9, 770, 757
	の摩	所得税失格者							22	81, 481
第 3	も業の等	計	X	748, 282	178	1, 466, 289	259	4, 337, 632	1, 364	9, 852, 238
	あん	所得税課税者	X	13, 641	3	23, 261			33	156, 468
種事業	摩業	所得税失格者							3	11, 982
	業等	計	X	13, 641	3	23, 261			36	168, 450
		小 計	118	761, 923	181	1, 489, 550	259	4, 337, 632	1, 400	10, 020, 688
	所:	得税課税者	525	3, 368, 996	673	5, 530, 253	551	8, 618, 114	6, 161	35, 489, 225
合計	所:	得税失格者	4	16, 541					133	491, 737
		計	529	3, 385, 537	673	5, 530, 253	551	8, 618, 114	6, 294	35, 980, 962

<sup>1</sup> 一人で2以上の業種を兼業するものについては、主たる業種に記載した。 2 所得階層区分の所得金額とは、事業主控除前の年所得金額をいう。この場合において、中途開廃業者に

ついてはその所得を年所得に換算した額の所得区分欄に人員及び実績額を記載した。 3 第3種事業中、あん摩業等とは、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう業等標準税率3%の適用を受ける業種をいう。

<sup>4 2</sup>以上の都道府県に分割して事業を行う個人については、主たる事業所等を香川県に有するものについて のみ記載した。